

保護者の皆様へ

学校給食費についての大切なお知らせ

さいたま市では、令和6年4月から学校給食費の取扱いを現在の私会計(各学校の校長が徴収・管理する方法)から、公会計(さいたま市で徴収・管理する方法)へ移行します。これに伴い、学校給食を実施しているさいたま市立学校の全ての保護者の方に以下2つのお手続きをお願いします。

① 学校給食申込書をご提出ください (提出期限：10月11日)

- ・公会計化に伴い、改めて提出が必要です。
- ・児童又は生徒一人につき1枚記入し、学校に提出してください。
- ・学校給食申込書はお子様がさいたま市立学校に在籍している期間(小～中学校の間の最大9年間、特別支援学校の場合は最大12年間)有効となります。
- ・食物アレルギー等により給食の提供を受けていない方は提出不要です。

② 口座振替のお申込をしてください (Web 申込期間：10月2日～10月31日)

- ・公会計化に伴い、改めて申込が必要です。
- ・学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金[※]の2件分の申込をしてください。口座は同一でお願いします。
- ・下記の金融機関の中から、保護者様の給与口座等、確実に引き落としができる口座での申込にご協力ください。
- ・振替口座はWeb申込をお願いします。申込方法詳細は以下URLを参照してください。

URL <https://www.city.saitama.jp/003/002/014/004/p098162.html>



◀Web口座申込対象金融機関▶

埼玉縣信用金庫 埼玉りそな銀行 みずほ銀行
三井住友銀行※SMBCダイレクト(インターネットバンキング)をご利用の方のみ
武蔵野銀行 ゆうちょ銀行 りそな銀行 (五十音順)

※日本スポーツ振興センター保護者負担金(スポ振)とは、学校管理下における児童生徒等の負傷等に対する災害共済給付の掛金です。日本スポーツ振興センター災害給付については、毎年度4月に別途お知らせしています。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/60/default.aspx>

学校給食費等の引落日

引落日	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
対象月	4・5月分	6月分	スポ振	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分

各月末日が休業日の場合は翌平日が引落日となります。

学校給食費月額(令和5年度現在)：小学校 4,380円(単価：260円) 中学校 5,130円(単価：317円)

中等教育学校(前期) 単価：317円×日数

ス ポ 振 (令和5年度現在)：小・中学校、中等教育学校(前期)、特別支援学校小・中学部 460円
特別支援学校高等部 1,765円

- ・納付額は、令和6年6月頃に改めてお知らせする予定です。
- ・口座振替手数料はさいたま市が負担します。
- ・毎年8月末に日本スポーツ振興センター保護者負担金を引き落とす予定です(加入者のみ)。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局 健康教育課
学校給食係 公会計担当

TEL 048-829-1591 FAX 048-829-1990

E-mail : kyoiku-kenko-kyoiku@city.saitama.lg.jp

学校給食費の公会計化と日本スポーツ振興センター保護者負担金に関するQ&A



Q 学校給食費公会計化の目的は何ですか？

主な目的は、以下のとおりです。

- ・口座振替の際に市指定の複数金融機関から選択できるようにし利便性を向上すること。
- ・学校給食費を市の予算に計上することで会計の透明性を高めること。
- ・市が学校給食費を徴収することで学校現場の事務負担を軽減すること。

Q 来年度私立中学に進学予定、又は来年度市外の学校へ転校予定の場合はどうすれば良いですか？

学校給食申込書の提出、口座振替申込は不要です。ただし、さいたま市立学校への進学・転校に変更となった場合は速やかに学校給食申込書の提出と口座振替申込をお願いします。

Q 口座振替申込は、既に学校に届け出ている口座を登録しなければいけませんか？

必ずしも一致する必要はありません。お子様名義の口座を登録いただくことも可能ですが、**保護者様の給与口座等、残高不足になりにくい口座の登録にご協力をお願いします。**

Q 市立学校在学中の子供が二人以上いる場合、給食申込・口座振替申込はどうすれば良いですか？

お子様それぞれで給食申込と口座振替申込が必要となります。なお、兄弟姉妹で同一の振替口座を設定することは可能です。

Q 今回登録する口座の引き落とし開始日はいつからですか？

令和6年6月末から引き落とし開始となります。残高管理にご注意ください。

Q 就学援助(又は生活保護)を受けていますが、口座振替申込は必要ですか？

現在支援を受けている方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q 口座振替を申し込む際、学校給食費と日本スポーツ振興センター保護者負担金(スポ振)の2件をまとめて申込できますか？

Web口座申込では、2件まとめての申込ができません。**大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ1件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。**
(スポ振に加入されていない方：スポ振分の口座振替申込不要)

Q 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替可能ですか？ ②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

- ①再振替は実施しません。教育委員会に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストアにてお支払いができます。
- ②令和6年4月以降は学校で学校給食費・スポ振保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。

Q 学校徴収金(教材費等)の口座引き落としはどうなりますか？

在校生は現在登録している口座からの引き落としが継続されます。学校徴収金の口座振替の変更がある場合は各学校にご相談ください。新入生は学校給食費とは別に口座振替申込の手続きが必要です。

Q Web口座振替対象の7金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関(詳細版Q&A参照)を選ぶことができます。通学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、ご記入の上で10月11日(水)までに学校に提出してください。

右側を切り取り、通学する学校へご提出ください。

児童・生徒用

様式第1号

さいたま市学校給食申込書

(宛先) さいたま市長

2023年10月 1日
↑ 記入又は提出日を記載

以下の児童生徒について、学校給食の提供を申し込みます。また、さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定を遵守し、学校給食費を納入します。

学校給食費を滞納した場合、当該滞納解消のために必要があるときは、さいたま市が通学校への緊急連絡先の確認や、関係部署に勤務先情報等について照会する（メール・同音）もオ

2023年度時点での学年(又は未就学)記入

給食の提供を受ける児童・生徒	学校名	さいたま市立 健康第一小 学校	学年 (申込時)	2年 (未就学児)
	フリガナ	サイタマ タロウ		
	氏名	埼玉 太郎		
	生年月日	2015年 5月 1日		



住民票上の氏名を記入。
学校経由での提出になりますので、
必要な方は封筒に入れて提出してください。

申込者	保護者等① (児童・生徒との 続柄: 母)	フリガナ	サイタマ ハナコ
		氏名	埼玉 花子
		住所	〒 330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4
		連絡先	090-0000-0000
	保護者等② (児童・生徒との 続柄: 父)	フリガナ	サイタマ イチロウ
		氏名	埼玉 一郎
		連絡先	070-0000-0000
		保護者等は最低1名分の情報を記入	

喫食開始年月日	※年度当初から喫食する場合は記入不要です。 年 月 日	※保護者等は最低1名以上記入してください。
申込者確認欄	<input checked="" type="checkbox"/> 確認欄の事項が完了している場合はチェック <input checked="" type="checkbox"/>	※連絡先は携帯電話等、日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

- ・本申込書は、児童生徒一人につき1枚ずつ記入し、通学する学校へ提出してください。
- ・本申込書は、学校給食の提供を受ける者がさいたま市立の学校に在学する間、有効となります。
- ・食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止、除去食の提供又はアレルギー情報の提供を希望する場合は、別途学校に申し出てください。また、特別の理由により、給食の対応が必要な場合は、その旨を別途学校に申し出てください。
- ・学校給食費を滞納した場合、納付義務者(保護者等)への法的措置をとることがあります。
- ・社会情勢等により、学校給食費の額を改定する場合があります。

〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市教育委員会事務局 健康教育課
学校給食係 公会計担当
TEL 048-829-1591(直通)
FAX 048-829-1990

以下学校又は市使用欄

学校受付日		担当課	
システム入力日		確認欄	